おおさか水素ステーション整備促進協議会　入会手続要領

（目　的）

第１条　本要領は、おおさか水素ステーション整備促進協議会（以下「協議会」という）規約（以下「規約」という。）第４条第１項の規定により必要な入会手続について定める。

（入　会）

第２条　協議会に入会を希望する企業や団体、地方公共団体（以下「企業等」という。）は、事務局に対して、入会申込書（様式第１号）を提出するものとする。

（確 認）

第３条　事務局は、入会申込書の記載内容に基づき、規約第２条の目的に賛同し、第３条の協議事項を主体的に検討することが確認できる企業等の入会を認めるものとする。

２　事務局は、入会申込書に前項の記載内容以外の趣旨が記載されており、協議会の目的達成に寄与していないことが明らかであると認められる場合は、協議会への入会を認めない。

３　事務局は、第１項の確認の結果について、入会を希望する企業等に速やかに通知するものとする。

（入会の取消し）

第４条　事務局は、協議会の会員の入会申込書に事実と異なる記載が判明した場合は、入会を取り消すことができる。

（退　会）

第５条　協議会の会員は、退会届出書（様式第２号）を提出することにより、協議会を退会することができる。

附　則

この要領は、令和７年１月30日から施行する。